

あずま小中学校の校章が決定

学校運営協議会によって協議・検討した3点の最終候補について、あずま小中一貫教育校児童生徒（保護者）、教職員、東町住民による投票を行いました。投票結果をもとに学校運営協議会で審議し、最多得票数301票（全投票数734票）を獲得した校章に決定しました。

問い合わせ先 学校教育課教職員係 ☎ (76)9845

校章デザイン



制作者

あずま小学校、東中学校に勤務経験のある元美術教師を中心に、学校運営協議会にてデザイン案を作成しました。

コンセプト

あずま小学校校章のあずまの山々と東中学校校章のイチョウを取り入れ、2校の一体化を表現しています。

底辺の線は渡良瀬川、背景の点は御影石をイメージして東町地域を表現しています。

猫の飼い方のマナーを守りましょう

猫を飼っている人、またはこれから飼おうと考えている人は、きちんとマナーを守って、トラブルにならないように気を付けましょう。

問い合わせ先 生活環境課衛生管理係 ☎ (76)0985



🐾 猫は屋内飼育が基本です

猫は自由気ままに行動することから管理がしにくい動物です。屋外での飼育は、近所でのふん尿によるトラブルや、子猫が増えすぎて地域問題になることがあります。また、交通事故や伝染病感染などの危険もあるため、猫は屋内で飼いましょう。

🐾 猫の本能・習性などを正しく理解しましょう

飼い主が動物の本能や習性などを勉強することは、当然の義務といえます。猫にとってはごく当たり前の行動が、近所では迷惑な行動になっているかもしれません。

🐾 動物が好きな人ばかりではありません

あなたの近所でも猫が嫌いな人や、アレルギーなどで動物に近寄れない人もいます。近所への配慮やコミュニケーションを怠らないようにしましょう。

🐾 自分の飼い猫が識別できるようにしましょう

万が一飼い猫が逃げ出しても、すぐに発見されるよう迷子札をつけましょう。

🐾 不妊・去勢手術を行いましょう

猫はとても繁殖力のある動物です。繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。

🐾 野良猫に餌を与えないようにしましょう

野良猫には、餌をあげずに見守りましょう。餌をあげる場合は、必ず自宅に連れ帰って自分の猫として屋内飼育をしてください。

🐾 猫が飼えなくなった場合は相談してください

やむを得ず飼えなくなった場合は適正に飼える人に譲渡、または群馬県動物愛護センター東部出張所（☎ 0276(55)0731）に相談してください。